

岩手県告示第 375 号の 2

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

平成 20 年 5 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

本県内全域の千羽以上の鶏を飼養する農場（以下「農場」という。）及びその他家畜防疫員が必要と認める家きん（鶏、あひる、うずら及び七面鳥に限る。以下同じ。）を飼育する施設（以下「施設」という。）。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場及び施設を除く。

3 実施の期日

平成 20 年 5 月 12 日から同月 31 日まで

4 消毒方法

家畜防疫員の指示するところにより、消石灰を農場及び施設内（家きんの鶏舎の周囲並びに農場及び施設の外縁部）に散布すること。